

特別安全衛生改善計画変更指示書

年 月 日

殿

厚生労働大臣 印

労働安全衛生法第78条第4項の規定により、下記事項のとおり特別安全衛生改善計画を変更してください。

変更すべき事項	
---------	--

備考

この指示による変更後の特別安全衛生改善計画は、 年 月 日までに、貴社の本社の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して、厚生労働大臣に2通提出すること。